

令和3年度 認証保育所の指導検査 － 保育内容 －

大田区こども家庭部保育サービス課
指導検査担当

令和3年6月8日（火）

はじめに

児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある時は、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。

【保育所保育指針の趣旨】（保育所保育指針「第1章総則」より）

- 保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。
- 各保育所はこの指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

子どもの人権に配慮した適切な保育

保育の実施に関して留意すべき事項（保育全般に関わる配慮事項）

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもらわれることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

保育 重点項目

1 保育所保育指針に基づく保育

- (1) 全体的な計画に基づく、長期的、短期的な指導計画の作成
- (2) 指導計画に基づく保育

2 子どもの人権に配慮した適切な保育の徹底

- (1) 児童虐待についての対応
- (2) 児童一人一人に応じた保育
- (3) 児童の健康状態の把握

3 安全対策の徹底

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) アレルギー児等への対応
- (3) けが・事故防止の対策
- (4) 感染症・食中毒等の予防対策

保育内容の主な項目

- 1 指導計画の作成及び記録作成
- 2 開所時間・休所
- 3 保育士の配置
- 4 整備すべき帳簿
- 5 保護者との連携
- 6 保育所児童保育要録
- 7 食事の提供
- 8 検便
- 9 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検
- 10 児童健康診断
- 11 虐待への対応
- 12 感染症への対応
- 13 乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止対策
- 14 児童の安全対策
- 15 事故簿の作成
- 16 重大事故検証委員会について

1-① 全体的な計画の作成

観 点	基本的な考え方
全体的な計画を作成しているか	<p>全体的な計画</p> <p>各保育所の「保育の方針」「目標」に基づいた、子どもの発達過程を踏まえ、保育の「ねらい」「内容」（養護と教育）が展開されるよう作成されていること。</p> <p>全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように作成すること。</p>

POINT

- ◆子どもや家庭の状況、地域の実態等にあわせて実践している保育の特徴を特色ある保育として記載しておくことよい。

[根拠法令等]

「保育所保育指針」 第1章

1-② 指導計画の作成

観 点	基本的な考え方
長期的な指導計画が作成されているか • 年間指導計画、期ごとの計画、月案等の作成	* 長期的な指導計画 全体的な計画に基づき、具体的な保育が展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した計画であること。 • <u>ねらい、配慮、保育内容（養護と教育）、保育内容に対する配慮、評価反省を記載し、全体的な計画と連動した内容を含む項目を整え</u> るとよい。
短期的な指導計画が作成されているか • 週案、日案等の作成	* 短期的な指導計画 長期的な指導計画に関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した計画を作成すること。 • <u>全体的な計画、長期的な指導計画との関連性をもたせる。</u>
3歳未満児について、個別の指導計画を作成しているか	* 個別の指導計画 • 3歳未満児(0、1、2歳)については、 <u>個人別計画</u> を作成すること。 (0、1歳児については <u>個人別日誌</u> も必要です)

POINT

- ◆ 指導計画を実際の保育まで関連性を持たせ、日誌により実施状況を記録する。
- ◆ 必ず評価・反省を行い、次の計画に反映させる。

[根拠法令等]

「保育所保育指針」第1章

2 開所時間・休所

観 点	基本的な考え方
開所時間	<p>＊ 1 3時間以上の開所時間を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用が妨げられないようにすること。
休所（一部休所、家庭保育依頼）をしていないか	<p>＊ 休所（一部休所を含む）について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設の都合による休所をしないこと・ 土曜日や行事の開催日等において、保護者に家庭での保育を依頼しないこと

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」

3 保育士の配置

観 点	基本的な考え方
保育士が適正に配置されているか	* 基準に基づいた保育士の適正配置 • 児童を一人でも保育している場合には、常勤有資格者一人を含む2名以上の保育従事職員を配置すること。

0歳児3人につき一人以上、1歳児及び2歳児6人につき一人以上、3歳児20人につき一人以上(3歳児配置加算が支給されている場合は15人につき一人)、4歳以上児30人につき一人以上とする。

ただし、保育所の開所時間を通じて常時二人を下回ってはならない。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」

4 整備すべき帳簿

観 点	基本的な考え方
児童出欠簿を作成しているか	<ul style="list-style-type: none">* 児童出欠簿が作成され、記録漏れがないこと。• 全児童について毎日、出欠の表示を漏れなく記録し、欠席の理由（虐待の早期発見も含め）についても記録すること。
児童票を作成しているか	<ul style="list-style-type: none">* 児童票を作成し、保育経過を記録すること。• 児童票には、個々の児童の状況を把握するものとして、保育上必要最低限の家庭状況等の参考記録が必要である。

5 保護者との連携

観 点	基本的な考え方
保護者への連絡が十分か	<ul style="list-style-type: none">* 全園児に連絡帳を備えること。• 保護者との緊急時の連絡体制を整えること。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」雇児発第177号

「保育所保育指針」第2章、第3章、第4章

6 保育所児童保育要録

観 点	基本的な考え方
保育所児童保育要録を作成しているか	<p>保育所児童保育要録を小学校へ送付する。</p> <p>* <u>作成した保育所児童保育要録は、その写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付する。</u></p> <p>* <u>保育所児童保育要録の原本について、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましい。</u></p>

[根拠法令等]

「保育所保育指針」第2章

「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」

7 食事の提供

- 1 保育施設で提供する食事については献立を作成し、事前に配布や掲示などにより、保護者に知らせること。
- 2 献立表には給与栄養目標量を設定し、給与栄養量、献立名、素材の表示もする。
- 3 献立変更をした場合には、変更したことがわかるように記録し、保護者に知らせること。
- 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うこと。
- 5 予定献立、実施献立は、施設長が献立の内容を確認していることが分かるように書面に押印をすること。

POINT

- 当日の献立を変更しなければならない場合には、アレルギー食材の有無を確認し、子どもに安全な食事を提供できるようにしてください。
- 毎日の食事（給食）を展示すること。
- 離乳食についても三回食（後期食）以降については必ず給与栄養量を記載してください。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」「東京都認証保育所事業実施細目」
「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」雇児発第177号
「認証保育所における献立業務について（通知）」

8 検 便

観 点	基本的な考え方
<p>調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に実施しているか</p> <ul style="list-style-type: none">• 雇入れの際及び当該業務への配置換えの際にも、検便を実施しているか• 検便検査の結果を適切に保管しているか	<p>* 調理従事者及び調乳担当者については、その<u>雇入れ時及び配置換えの際並びに月1回以上</u>、必ず検便を実施し、<u>検査結果を確認</u>してから調理・調乳業務に従事させる。</p> <ul style="list-style-type: none">• <u>検便結果が判明する前に調理・調乳業務に従事することは認められない。</u> <p>* 赤痢・サルモネラ、O-157について検査しているか。</p> <p>* 10月～3月までの間には、月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p>

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施細目」

「労働安全衛生規則」第47条

[参考資料]

「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」雇児総発第36号通知

9 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検

観 点	基本的な考え方
調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか	<p>* 調理従事者及び調乳担当者は、日々業務に従事する前に健康チェックを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調理従事者及び調乳担当者は、自身の健康状態（下痢、嘔吐、発熱等感染症が疑われる症状がないか、手指に傷や化膿創等がないか）について、日々業務に従事する前にチェックし、記録する必要がある。 健康チェックは個人別、項目別に記録する。
調理室、食材等の衛生管理は適切か	<p>* 調理室の衛生管理について、毎日自主点検を行い、衛生管理点検票等を用いて記録する。</p> <p>* 調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。</p> <p>* 水筒は児童が水分補給をするための『食器』です。洗浄・消毒を適切に行ってください(水筒は、飲み物を飲むときに使用するコップ等に代わるもの) 従って、水筒は適切な洗浄をせず長時間使用することを避けてください。</p>

[根拠法令等]

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」雇児発第177号

「東京都認証保育所事業実施細目」

「保育所保育指針」第3条

「水筒の取り扱いについて」平成30年10月17日 保育サービス課指導検査担当 (大田区)

10 児童健康診断

観 点	基本的な考え方
<p>健康診断を適切に行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断の実施時期 実施方法が適切であるか 	<p>* 入所した児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断を欠席した児童に対して対策を取っているか。
<p>健康診断の記録を作成しているか</p> <p>保護者と健康診断結果について連絡をとっているか</p>	<p>* 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていく。</p>

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」 「東京都認証保育所事業実施細目」

「保育所における嘱託歯科医の設置について」

「学校保健安全法」第11条、13条、17条

「学校保健安全法施行規則」

「保育所保育指針」第3章

11 虐待等への対応

観 点	基本的な考え方
<p>児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態を観察しているか</p> <p>虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか</p>	<p>* 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、民生委員、児童委員、保健所等）と連携し、適切な対応を図ること。</p> <p>* 虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、職員の一人ひとりの気づきを子ども家庭支援センターに確実に連絡していく。（大田区在住の児童）</p> <p>• 自園の虐待防止対応マニュアル、虐待発見から通告までの手順、チェックリスト等作成するとよい。</p>

[根拠法令等]

「児童虐待の防止等に関する法律」

「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」

「児童虐待防止対策に関わる学校等及びその設置者と市町村・児童相談所への定期的な情報提供について」

「保育所保育指針」第3章

12 感染症への対応

観 点	基本的な考え方
<p>感染症の予防対策を講じているか</p> <p>感染症発生時にまん延防止対策を講じているか</p> <p>感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所へ報告しているか</p>	<p>*感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>

POINT

- ◆感染症のまん延につながるおそれがあるので、児童及び職員がタオルを共同で使用しないこと。
- ◆個別タオルは重ならないようにし、歯ブラシ、コップ（うがい用）については衛生管理に努めること。

[根拠法令等]

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」雇児発第177号通知 別添第7
「保育所保育指針」第3章

13-① 乳幼児突然死症候群(SIDS)の事故防止対策

- 1 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるように仰向け寝を徹底すること。
- 2 保育室の明るさは、睡眠時の乳幼児の顔色が判別できるくらいの明るさを保つこと。
- 3 乳幼児のそばを離れず、必ず職員が見守ること。
- 4 保護者と緊密なコミュニケーションをとり、家庭での子どもの様子や体調、睡眠時の癖等を把握すること。
- 5 睡眠時のチェック間隔は以下の通り。
0歳児 5分ごと 1・2歳児 10分ごと

POINT

- ①子どもの様子や健康状態、睡眠時の癖等把握しておきましょう。
- ②預かり始めや体調不良時等の時には、細やかに観察をしてください。

[根拠法令等]

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」雇児発第177号

「保育所保育指針」第2章、第3章

「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」(通知)

13-② 乳幼児突然死症候群(SIDS)の事故防止対策

【睡眠チェック項目】

- 1 乳幼児の寝つきや睡眠中の姿勢（毛布等が顔にかかっているかを含む）
うつぶせ寝や横向きは、あおむけ寝に直したことがわかる記録をつけること
- 2 顔色（顔面、唇の色など）
- 3 呼吸の状態（鼻や口の空気の流れや音の確認、胸の動きの確認）
- 4 体温（体に触れて確認）
- 5 確認した職員の氏名を記録する

POINT

- ①睡眠チェックを行う担当者を明確にし、睡眠中の子どもの顔が見える位置につき、決められた時間で睡眠のチェックを行い、記録してください。
- ②0歳児、1歳児、2歳児クラスは、一人一人に合わせて入眠時から睡眠チェックを行い記録をしてください。
- ③必ず一人一人チェックしましょう。

[根拠法令等]

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」雇児発第177号

「保育所保育指針」第2章、第3章

「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」（通知）

【けが・事故防止の対策】

- ◆保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- ◆事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- ◆保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

[根拠法令等]

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」雇児発第177号

「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」

「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対策の徹底について（通知）」

「保育所保育指針」第3章

[参考資料]

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」【事故防止のための取組み】（施設・事業者向け）

15－① 事故簿の作成

1. 保育園の事故防止のために、施設内外の安全点検に努め、安全対策について、職員の共通理解や体制づくりを図ること。
2. 事故簿（記録）を作成すること。
事故発生の原因と対策を職員間で振り返り、再発防止等に役立てること。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」

「保育所保育指針」第1章、第3章

15-② 事故報告書

- 1 事故が発生した場合には指導監督権限を持つ自治体、子どもの家族等に報告等を行うこと。
- 2 在園児に事故があった時には、発生状況及び再発防止策等を記載した事故報告書を区に提出すること。（第7号様式）
 - ① 保育受託中の怪我等により保護者以外の施設職員等が病院に連れて行った場合
 - ② 食物アレルギー関連(発症がなくとも施設の不注意で誤飲食があった場合)
 - ③ 食物アレルギーの発症(施設及び保護者が把握している以外で発症した場合)
 - ④ 重大事故につながるおそれがある事故(迷子、置き去り、連れ去り、見失い等)が発生した場合

- ①及び④の場合 様式第7号- (1)、(2)、(3)
- ②及び③の場合 様式第7号- (4)

[根拠法令等]

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」

「大田区認証保育所事業実施要綱」

「入所児童に事故があったときの事故報告書の提出について」(大田区)

16 重大事故の再発防止のための取組

◆ 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（府子本第912号）

事故が発生した場合には指導監督権限を持つ自治体、子どもの家族等に報告等を行うこと

◆ 報告の対象となる重大事故の範囲

- 死亡事故
- 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- 意識不明の事故はその経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告

事故の再発防止のために、事後的な検証に資するため都道府県を經由して国へ報告を行う。

* 検証の事後の公表の目的と基本的な考え方

外部の有識者で構成する検証委員会を開催し、子どもの死亡事故等の重大事故について、事故発生の実態把握、死亡した又は重大な事故にあった子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより必要な再発防止策を検討する。

検証結果を公表し、事故再発防止に役立てていく。

16 事例 午睡時の死亡事故について

〔東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書 令和2年3月26日公表分より〕

1 事例概要

保育従事者が0歳6か月の男児にミルクを飲ませて寝かしつけ、ベビーベッドに移した後しばらくして確認に行ったところ、異常が認められたため救急搬送されたがその後死亡が確認された。

2 明らかになった問題点や課題

睡眠時の見守りの重要性や睡眠チェックの重要性が理解されておらず、寝返りを始めた乳児のリスクについて認識が不足していた。

3 検証委員会からの再発防止及びより良い保育の実現のための提言から睡眠時の対応について

- 医学的な理由でうつ伏せ寝を勧められている場合以外は必ず仰向けに寝かせること。
- 子どもの安全確認にきめ細かく行うこと。
- 子どもを一人にしないこと。

◆死亡事故の発生時の状況 (H31.1.1～R元.12.31)

*令和元年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	一時預かり事業	その他の認可外保育施設	合計
睡眠中	0	1	3	4
プール活動・水遊び	0	0	0	0
食事中	0	0	0	0
その他	2	0	0	2
合計	2	1	3	6

ご清聴ありがとうございました

大田区こども家庭部保育サービス課 指導検査担当